

公 示

九州運輸局長
令和5年2月3日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年2月14日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第12号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-97 ~102	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	

鹿児島Bブロック運賃変更要請概要

事案番号	事業者名	営業区域	運賃及び料金																	割増及び割引															
			距離制運賃								待料金						時間制運賃(30分までごとに)			迎車回送料金	深夜早朝割増(22時~5時)	身体障害者割引	知的障害者割引	精神障害者割引	運転免許返納割引	高齢者割引	遠距離割引(一定の金額を超える運賃部分の割引)								
			特定大型		大型		普通		特定大型		大型		普通		特定大型	大型	普通	特定大型	大型								普通	特定大型	大型	普通					
			初乗	加算	初乗	加算	初乗	加算	時間	運賃	時間	運賃	時間	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃								一定の額	割引率	一定の額	割引率	一定の額	割引率			
距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	一定の額	割引率	一定の額	割引率	一定の額	割引率												
4-97	有限会社 安房タクシー	熊毛郡屋久島町	1.3km	800円	164m	90円	1.3km	750円	174m	90円	1.3km	680円	226m	80円	1分00秒	90円	1分05秒	90円	1分25秒	80円	3,600円	3,450円	2,500円	(※1)	2割増	1割引	1割引	1割引	1割引	1割引	なし	なし	なし		
4-98	有限会社 まつばんだ交通タクシー	熊毛郡屋久島町	1.3km	800円	166m	90円	1.3km	750円	176m	90円	1.3km	680円	228m	80円	1分00秒	90円	1分05秒	90円	1分25秒	80円	3,550円	3,450円	2,500円	(※1)	2割増	1割引	1割引	1割引	1割引	1割引	なし	なし	なし		
4-99	株式会社 市丸タクシー	熊毛郡中種子町、南種子町、西之表市	1.3km	800円	165m	90円	1.3km	750円	175m	90円	1.3km	680円	226m	80円	1分00秒	90円	1分05秒	90円	1分25秒	80円	3,600円	3,450円	2,500円	(※1)	2割増	1割引	1割引	1割引	1割引	なし	なし	なし			
4-100	伊藤 千恵子 (島間タクシー)	熊毛郡中種子町、南種子町、西之表市	1.3km	800円	174m	90円	1.3km	750円	184m	90円	1.3km	680円	238m	80円	1分05秒	90円	1分10秒	90円	1分30秒	80円	3,450円	3,350円	2,400円	(※1)	2割増	1割引	1割引	1割引	1割引	なし	なし	なし			
4-101	林 辰男 (はやしタクシー)	熊毛郡、西之表市	1.3km	800円	164m	90円	1.3km	750円	174m	90円	1.3km	680円	225m	80円	1分00秒	90円	1分05秒	90円	1分25秒	80円	3,600円	3,450円	2,500円	(※1)	2割増	1割引	1割引	1割引	1割引	なし	なし	なし			
4-102	株式会社 錦江石油	熊毛郡屋久島町	1.3km	800円	164m	90円	1.3km	760円	175m	90円	1.3km	680円	225m	80円	1分00秒	90円	1分05秒	90円	1分25秒	80円	3,600円	3,450円	2,500円	(※1)	2割増	1割引	1割引	1割引	1割引	15,000円	1割引	9,000円	1割引	9,000円	1割引

(※1) 発車地点から2kmの地点を距離制運賃の起算点とする。ただし2km未満の回送料は取受しない。

最大値	1.3km	800円	174m	90円	1.3km	760円	184m	90円	1.3km	680円	238m	80円	1分05秒	90円	1分10秒	90円	1分30秒	80円	3,600円	3,450円	2,500円	(※1)	2割増	1割引	1割引	1割引	1割引	1割引	15,000円	1割引	9,000円	1割引	9,000円	1割引
最小値	1.3km	800円	164m	90円	1.3km	750円	174m	90円	1.3km	680円	225m	80円	1分00秒	90円	1分05秒	90円	1分25秒	80円	3,450円	3,350円	2,400円	(※1)	2割増	1割引	1割引	1割引	1割引	1割引	15,000円	1割引	9,000円	1割引	9,000円	1割引
中央値	1.3km	800円	165m	90円	1.3km	750円	175m	90円	1.3km	680円	226m	80円	1分00秒	90円	1分05秒	90円	1分25秒	80円	3,600円	3,450円	2,500円	(※1)	2割増	1割引	1割引	1割引	1割引	1割引	15,000円	1割引	9,000円	1割引	9,000円	1割引
最頻値	1.3km	800円	164m	90円	1.3km	750円	174m	90円	1.3km	680円	226m	80円	1分00秒	90円	1分05秒	90円	1分25秒	80円	3,600円	3,450円	2,500円	(※1)	2割増	1割引	1割引	1割引	1割引	1割引	なし	なし	なし	なし	なし	

公 示

九州運輸局長
令和5年2月17日

道路運送法施行規則第55条及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則第11条の2の規定により、下記のとおり事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第11条の3に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年2月28日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第14号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請及び公定幅運賃の変更要請

	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
4-104 ~125	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	

